

# Weekly Report

第541日号  
令和2年2月10日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 所得税の確定申告における注意点等

今月17日に令和元年分の所得税の確定申告が始まりますが、次のような誤りなどに注意しましょう。

◎**医療費控除**……入院給付金や高額医療費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。また、健康保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせなど）を添付する場合は「医療費控除の明細書」の記入を省略できますが、通知に記載されていない保険適用外の医療費などは領収書に基づき記入する必要があります。

◎**寄附金控除（ふるさと納税）**……ふるさと納税のワンストップ特例を申請している方でも、確定申告を行う場合には特例の適用が受けられないため、すべてのふるさと納税の金額を申告する必要があります。

◎**雑損控除**……災害等で資産に損害を受けた場合は、雑損控除を受けることができますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、骨董など）は対象外です。

◎**給与以外に副収入等がある場合**……年末調整

を行った給与所得者でも、ネットビジネスや仮想通貨の売却などによる所得が20万円を超える場合には、確定申告が必要です。なお、医療費控除などの適用のために確定申告をする場合は、20万円以下の所得であっても申告が必要です。

◎**住宅ローン控除**……災住宅取得等資金に係る贈与税の非課税特例を適用している場合は、特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて住宅ローン控除額を計算します。また、新居に入居した年及びその前後2年において、以前に居住していた住宅の売却などで譲渡所得の課税特例（3千万円特別控除、買換え特例など）を適用している場合、住宅ローン控除は適用できません。

## 外国人労働者は約166万人で過去最高を更新

外国人労働者を雇用する事業主には、雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることが義務付けられています（本年3月1日以降に雇入れ・離職をした外国人労働者の届出には在留カード番号の記載が必要となります）。

厚労省がまとめた外国人雇用の届出状況（令和元年10月末現在）によると、外国人労働者数は約165万9千人（前年比13.6%増）、外国人雇用事業所数は約24万3千事業所（同12.1%増）となり、ともに過去最高を更新しました。また、外国人雇用事業所数の約6割を「30人未満」の事業所が占めています。

## 令和2年度の協会けんぽの保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和2年度の保険料率が決定し、本年3月分（4月納付分）から適用されます。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率については、全国平均で10%に据え置きとなりますが、45支部で改定（引上げ21支部、引下げ24支部）されます。

また、40歳～64歳までの方（介護保険第2号被保険者）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.79%（現行1.73%）に引上げとなります。